

条 例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十号

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

（埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第一条 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第六条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十条及び第二十条第二項において同じ。）」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十条の二 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた職員には、管理者が定めるところにより、在宅勤務等手当を支給する。

第十四条第二項中「午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条第二項中「認められた日」の下に「及び管理者が定めるところにより、四週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間ごとの期間につき常時勤務を要する職員の一週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」を、「十八日」の下に「（一月間の日数（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない場合にあっては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

第二十三条第一項中「、第十四条及び第十八条」を「及び第十四条」に改める。

第二十四条第一項中「、第八条」を削る。

第二十五条第一項中「、第十三条第二項及び第十七条」を「及び第十三条第二項」に、「特定任期付職員」を「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第七条第一項に規定する特定任期付職員（次項において「特定任期付職員」という。）」に改める。

（埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「、第八条」を削り、「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条及び第八条第二号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。